

高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例施行規則

令和元年10月9日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合個人情報保護条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第26号。次条において「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護等)

第2条 条例の施行については、北茨城市個人情報保護条例施行規則（平成17年北茨城市規則第37号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。